

件名：	空家等の対策に係る協定書の締結について		
担当課：	市民安全部	生活安全課	交通防犯担当（電話：083-934-2765）
	地域振興部	定住支援室	定住支援担当（電話：083-943-4646）

人口減少や既存の住宅の老朽化、住宅に対するニーズの変化等による、空家等の増加により、防災、衛生、景観などの地域住民の皆様の生活環境に深刻な影響が見込まれる中、空家等の増加に伴う様々な課題に対応するため、関係団体との連携を定めた協定を締結するもの。

【協定締結日】

平成28年4月1日

【概要】

①空家等の適正な管理の推進に関する協定（空家等の適正管理に関すること）

相手先	公益社団法人山口市シルバー人材センター
目的	空家等が管理不全になることを未然に防止するとともに、管理不全となった空家等の状態を改善することにより、良好な住宅環境の保全と安全なまちづくりの推進に努める。
内容	市は、所有者等から空家等の管理に関する相談を受けた場合に、シルバー人材センターの業務を紹介するほか、市公式ウェブサイト等によりシルバー人材センターの業務をPRするものとします。また、シルバー人材センターは、空家等管理サービスとして、見回りや換気等の各種業務を行います。

②空家等の対策に関する協定（空家等の利活用に関すること）

相手先	一般社団法人山口県宅建協会山口支部 公益社団法人全国日本不動産協会山口県本部
目的	市内の空家等の市場への流通を促進することにより、特定空家等の発生の防止と空家等の利活用を推進し、本市への定住の促進と地域の振興を図る。
内容	市は、所有者等から空家等の利活用に関する相談を受けた場合に、宅建協会山口支部又は不動産協会山口県本部を紹介するほか、所有者等の承諾を得て、必要な情報を提供します。また、宅建協会山口支部及び不動産協会山口県本部は、所有者等の承諾を得て空家等の売買、賃貸その他不動産取引の媒介又は管理業務を行います。併せて、啓発チラシの配布やポスターの掲示等の業務を行います。